

国 総 建 第 3 1 5 号
平成 1 6 年 3 月 1 日

各都道府県主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルについて

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」(平成6年12月28日付け建設省経建発第395号)において、かねてよりその適正な設置の徹底をお願いするとともに、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行いうるものとしているところである。

今般、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)」等が施行されたことに加え、技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保するため、従来の「資格者証(監理技術者資格者証)運用マニュアル」を見直し、技術者の適正な設置に係る運用を定めた標記マニュアルを、別添のとおり定めたところである。

貴職におかれては、これを踏まえ、主任技術者及び監理技術者の適正な設置が徹底されるよう、建設業者に対し適切な指導を行うとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれない。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」に係る対応については、従来よりあらゆる機会を通じてその趣旨の徹底を図ってきたところであるが、あらためてより一層の取組みの強化をお願いしたい。

また、平成6年の「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」は、廃止する。

国 総 建 第 3 1 6 号
平成 1 6 年 3 月 1 日

北海道開発局事業振興部長
地方整備局建設業担当部長
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルについて

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」(平成6年12月28日付け建設省経建発第395号)において、その適正な設置に係る運用を定め、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行いうるものとしているところである。

今般、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)」等が施行されたことに加え、技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保するため、従来の「資格者証(監理技術者資格者証)運用マニュアル」を見直し、技術者の適正な設置に係る運用を定めた標記マニュアルを、別添のとおり定めたところである。

貴職におかれては、これを踏まえ、主任技術者及び監理技術者の適正な設置が徹底されるよう、建設業者に対し適切な指導を行われたい。

なお、平成6年の「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」は、廃止する。

国 総 建 第 3 1 7 号
平成 1 6 年 3 月 1 日

公共工事発注担当部局長 へ

国土交通省総合政策局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルについて

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」(平成6年12月28日付け建設省経建発第395号)において、かねてよりその適正な設置の徹底をお願いするとともに、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行いうるものとしているところである。

今般、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)」等が施行されたことに加え、技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保するため、従来の「資格者証(監理技術者資格者証)運用マニュアル」を見直し、技術者の適正な設置に係る運用を定めた標記マニュアルを別添のとおり定め、当職から地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業担当主管部局長へ通知した。

標記マニュアルは、建設業行政の担当部局が建設業者に対して指導を行う際の指針となると同時に、公共工事の発注者がその発注に係る建設工事について主任技術者及び監理技術者に関する制度の理解と的確な運用を通じて建設工事の適正な施工の確保に資するものであるので、参考とされたく送付する。

併せて、貴管下の関係機関に対し、周知方をお願いする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」に係る対応については、従来よりあらゆる機会を通じてその趣旨の徹底を図ってきたところであるが、あらためてより一層の取組みの強化をお願いしたい。

また、平成6年の「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」は、廃止する。

国 総 建 第 3 1 8 号
平成 1 6 年 3 月 1 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルについて

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」(平成6年12月28日付け建設省経建発第395号)をもって当職より通知し、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行いうるものとしているところである。

今般、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号)」等が施行されたことに加え、技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保するため、従来の「資格者証(監理技術者資格者証)運用マニュアル」を見直し、技術者の適正な設置に係る運用を定めた標記マニュアルを別添のとおり定め、当職から地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県主管部局長あて通知した。

標記マニュアルは、行政担当部局が指導を行う際の指針となると同時に、建設業者が業務を遂行する際の参考となるものであるので、別添のとおり送付する。

また、貴団体傘下の建設業者に対し、周知方願います。

なお、平成6年の「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」は、廃止する。